

# 電子化された学生証（デジタル学生証）の取扱いについて

2026年3月1日  
京阪電気鉄道株式会社

現在、通学定期乗車券等の購入時および利用時においては、紙やカード形式の学生証のみを有効としていますが、今後は以下のとおり、電子化された学生証（以下、「デジタル学生証」）についても有効な証明書として取扱います。

## 1. 取扱開始日

2026年3月1日（日）

## 2. デジタル学生証を有効とみなすための条件

京阪電車をご利用の際は、デジタル学生証に以下の項目がすべて記載されている場合に限り、有効な証明書とみなします。

### 様式例

証明書 No.	
	写真
所属 部（科）	
学年第 学年（年度生）	
氏名（歳）	
生年月日	
発行年月日	
学校所在地	
学校名	
学校代表者氏名	代表者 職印

基本情報：写真、氏名、生年月日（年齢）、所属部（科）、学年（年度生）

発行情報：証明書 No.、発行年月日

学校情報：学校名、学校所在地、代表者氏名、代表者職印

## 3. 注意事項

### (1) 通学定期券の購入

- 購入時は、別途「通学定期乗車券発行控（紙媒体のみ）」の携帯が必要です。
- 通学定期乗車券発行控に証明事項が記載されている場合は、デジタル学生証での該当項目の記載を省略できます。
- WEB 予約による購入の場合は、デジタル学生証及び通学定期乗車券発行控の画像のアップロードが必要です。

- ### (2) 充電切れやアプリ不具合等で証明書の表示事項が確認できない場合、またはスクリーンショット等の複製と認められる場合は、「証明書不携帯」とみなします。この場合、通学定期券等の使用は認められませんのでご注意ください。

以上